

琉球大学学生会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、琉球大学学生会と称し、事務所を本学校内に置く。
- 第2条 本会は前文に掲げる目的達成をその本旨とする。
- 第3条 本会は本学学生をもって構成する。
- 第4条 本会の会員は本会則の定める事項を遵守しなければならない。

第2章 機関（及び役員）

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 中央委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 会計監査委員会
- (5) 研究倶楽部
- (6) 新聞部

第1節 学生総会

- 第6条 学生総会（以下「総会」と称す）は本会の最高決議機関であつて、全学生を以つてこれを構成する。
- 第7条 総会は次の事項を審議決定する。
- (7) 予算に関する事項
 - (8) 会則の改正
 - (9) 中央委員で必要と認めた事項
 - (10) 会員提案事項
 - (11) その他

第8条 総会は毎学年5月、11月、1月に定例総会を開く。但し、中央委員会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の連署を以つて要求があつたときは、学生会長は臨時総会を召集しなければならない。

第9条 学生会長は総会を開く時は1週間前に日時、場所及び議題を全学生に公示しなければならない。公示後の提案事項をまとめて直ちにこれを公示しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第10条 会員の提案事項は当該専攻学科所属の中央委員を経て学生会長に提出しなければならない。但し、公示後の会員提案事項は総会3日前に提出しなければならない。

第11条 総会は、全会員の2分の1以上の出席により成立する。

第12条 総会は、正副議長各1名、書記を2名置く。
議長は開会毎にその承認を得て学生会長がこれを任命する。
副議長及び書記は議長の指名による。

第13条 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理し、その事務を監督する。
副議長は議長を補佐する。書記は議長の命によりその事務を整理する。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第15条 本会に学生会長、副会長各1名を置く。
学生会長は本会を代表し、会務を一切統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
正副会長のその他の権限任務は各条の定める所による。

第16条 総会が引続き2回に亘り成立せず急務を要する場合に中央委員会はこれを代行し、次期総会に於て承認を得なければならない。但し、会則の改正についてはこの限りにあらず。

第17条 本会の会則の改正は総会における出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第2節 中央委員会

第18条 中央委員会は、各専攻学科より選出された委員及び正副会長を以てこれを構成する。

- 第19条 中央委員会は、次の事項を審議決定し執行する。
- (1) 本会の企画事業に関する事項
 - (2) 総会に提出する事項
 - (3) 総会において決定された事項
 - (4) 各学部、学科、クラブ及び会員から提出された事項
 - (5) 選挙管理委員会及び会計監査委員会の氏名
 - (6) その他必要と認めた事項

但し、本委員会において決議執行された事項に関しては総会に対して責任を負う。

第20条 中央委員長は通常決議事項を決定後直ちに全員に公示しなければならない。

5日以内に異議の提起がなければこれを執行する。但し、緊急の場合は学生会長の責任においてこれを執行することができる。

第21条 中央委員会の決議事項に関する異議の提起は会員総数の8分の1以上の署名を学生会長に提出することによってなされる。

異議の提起を受けた場合、学生会長は直ちにこれを総会にかけなければならない。

第22条 中央委員会の正副会長は学生会長がこれを兼務する。委員長は会務を統轄し本委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその任務を代行する。

第23条 中央委員会の正副議長は委員の互選による。但し、正副議長は常任とする。

第24条 議長は中央委員会の議決機関を代表し、且つその秩序を維持し議事を整理しその事務を監督する。副議長は議長に事故あるとき又は議長が欠けた時その任務を代行する。

第25条 中央委員会は毎学年11月を第1回定例会とし、隔月毎に委員長はこれを召集する。但し、委員長が必要と認めるとき、又は委員の5分の1以上の連署をもって必要があった時は、委員長は臨時にこれを召集しなければならない。

第26条 中央委員会に於て議長若しくは副議長が欠けた時又は議長副議長が共に欠けた時は直ちに第23条の規定に従って選出する。

第27条 中央委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数によってこれを決し、可否同数の時は議長これを決する。

第28条 中央委員会は本会の活動を円滑ならしめるため事務局を置く。事務局については別に細則を設ける。

第29条 中央委員会への提案事項及び書類はすべて事務局を経て提出しなければならない。

第3節 選挙管理委員会

第30条 選挙管理委員会は5名の委員を以て構成し、本会の選挙に関する一切の事務を統轄し管理する。

第31条 選挙管理委員会に委員長1名、委員4名を置く。委員長に事故あるときは委員の互選により臨時に委員長を定める。

第32条 選挙に関する細則は別にこれを定める。

第4節 会計監査委員会

第33条 会計監査委員会は、委員長1名、委員4名を以てこれを構成する。

第34条 会計監査委員会は中央委員会に対し独立の地位を有する。

第35条 会計監査委員会は本会の収入支出及び決算の監査を行う。

第36条 会計監査委員会が執務に関し、必要と認める場合、会計は指定された期日までに会計簿その他の書類を提出しなければならない。

第37条 会計監査委員会は臨時会計監査を行い会計整理を監督しその適正を期し且つ是正を図る。

第38条 予算は支出項目に準じて支出することを原則とする。但し、運営上重大な流用若しくは移用を要する時はあらかじめ、その理由書を附し、会計監査委員会の承認を得なければならない。なお、必要と認めるときは中央委員会の意見を求めなければならない。

第39条 会計監査委員会は随時会計簿及び関係書類の閲覧、若しくは謄写をなし又は中央委員会に対し会計の報告を求めることができる。

第40条 会計監査委員会は中央委員会が総会に提出せんとする会計に関する書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

第41条 会計監査委員会は本会に対して連帯して責任を負う。

第42条 会計監査委員会は監査の結果、本会の会計が故意又は重大な過失により本会に損害を与えたことを認める場合は中央委員会に対し、その処分を要求することができる。

第5節 研究倶楽部

第43条 本会の会員は中央委員会の許可を得て研究倶楽部を組織することができる。

なお、前年度より継続する倶楽部はこれを中央委員会に届出なければならない。

第44条 研究倶楽部の設立申請は1ヵ年以上にわたる同好会活動を有していなければならない。

第45条 研究倶楽部の設立申請及び継続手続は次の要件を記載し書類をもってこれをなす。

- (1) 顧問教官
- (2) 責任者 3名
- (3) 会員7名以上(責任者を含む。)
- (4) 研究倶楽部の趣旨、目的、会員名簿

第46条 研究倶楽部に正、副部長並びに会計各1名置く。

第47条 第43条により設立認可された倶楽部は中央委員会が定める期日までに行事計画案、予算案、備品帳を中央委員会に提出しなければならない。

第48条 研究倶楽部の会計は中央委員会の定める期日までに、同委員会に決算報告をしなければならない。

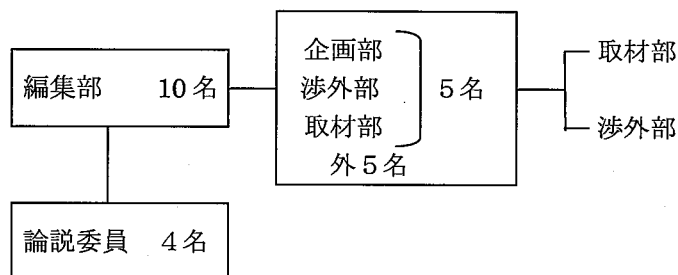
第6節 新聞部

第49条 新聞部は10名以上の部員を以って構成する。

第50条 新聞部は他の機関に対して独立の地位を有する。

第51条 新聞部の機構を次の通りとする。

部長 —— 副部長 —— 企画部
1名 2名 3名



第52条 新聞部に次の役員を置く。

部長，副部長，企画部長，編集部長

第53条 部長は部員中より部員の互選によって決し総会の承認を得る。

第54条 部長以外の役員は部長がこれを任命し，部員の承認を得る。

第55条 (1) 新聞部の運営費は学生会よりの予算と購読料その他の費用をもってあてる。

(2) 学生は購読料として400円を学生会費と共に会計に納入する。

第56条 新聞部の予算は研究倶楽部予算と独立してこれを審議する。

第57条 顧問教官を3名置く。

第3章 帳簿

第58条 本会に次の帳簿を備え，括弧内の期間保存し，会員は，事務局長の認可を得てこれを閲覧することができる。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 会員名簿 | (1年間) |
| (2) 役員名簿 | (永久) |
| (3) 研究倶楽部員名簿 | (1年間) |
| (4) 議事録 | (永久) |
| (5) 会計簿 | (3年間) |
| (6) 決議録 | (永久) |
| (7) 公文書綴 | (3年間) |
| (8) 領収書綴 | (3年間) |
| (9) 学生会行事録 | (永久) |
| (10) 備品台帳 | (永久) |
| (11) 消耗品，受領簿 | (1年間) |

第4章 会計

第59条 本会の会費は会員の納入する会費，クラブの収入金及び寄附金をもってこれに充てる。

第60条 会員は会費（4，600円）を前期登録日に会計係に納入しなければならない。

第61条 会計年度は毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第62条 会計年度末に剰余金のある時は次年度にこれを繰越す。

第63条 決算報告は当該年度最終の総会においてこれを行い且つ公表する。

第64条 会計は中央委員会がこれを管理する。

第65条 会計は11月の定例総会に於いて中間報告をしなければならない。

第66条 当該年度の決算報告は，次会計年度の第1回定例総会に於いてこれを行い且つ公示しなければならない。

附 則

本会則は，1954年10月1日より実施する。

補 注

会則制定以後，2度の通貨切り替えを経て行われてきた学生大会決定，中央委員会決定に基づき，現在では下記の金額を，第一学年度前期登録日に，4ヵ年分として一括納入しなければならない。

学生会会費	4，600円
学生新聞購読料	400円